

# 令和5年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 令和5年11月20日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 谷部憲子  
委員 日高芳一  
委員 上原有美江  
委員 壺内明  
委員 青柳豊

## 議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	青木 大輔	・地域教育課長	高橋 裕之
・放課後支援課長	石川まどか	・生涯学習課長	柏原 正彦
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	新井 秀成

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 谷部憲子 委員 日高芳一

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

**○教育長** おはようございます。それでは出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、谷部委員と日高委員にお願いをいたします。

まず、本日、傍聴の申出はございませんが、本日の議案第56号から第58号まで及び報告事項等8につきましては、議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○教育長** それでは、議案第56号から第58号まで及び報告事項等8につきましては非公開といたします。

それでは早速議事に入ります。本日は議案等が3件、報告事項等が10件でございます。

本日の議事につきましては、議案第56号及び報告事項等8は関連のある案件のため、議案第56号を上程し、あわせて関連する報告事項等8の説明をお願いしたいと思います。

それでは、議案第56号「令和5年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。あわせて本件に関連する報告事項等8「屋内温水プール施設の整備の進捗状況等について」の説明をお願いします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第56号「令和5年度葛飾区一般会計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」につきまして説明を申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

別添の補正予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは、補正予算書をご覧ください。初めに歳出予算についてでございます。12ページ及び13ページをご覧ください。第8款「教育費」、第1項「教育総務費」、第4目「学校施設建設費」の1「屋内温水プール建設経費」の(1)「(仮称)お花茶屋地区屋内温水プール建設経費」は、補正額3,820万円でございます。内訳は①の基本・実施設計委託費が3,320万円。②の地盤調査等委託費が500万円で、それぞれ債務負担行為を設定いたします。また2「校地取得経費」は、補正額5億5,743万5,000円でございます。こちらは、(仮称)お花茶屋地区屋内温水プール用地取得費でございまして、葛飾区土地開発公社からの取得でございます。こちらにつきましては、特別区債5億100万円を特定財源としております。

ただいまご説明いたしました(仮称)お花茶屋地区屋内温水プールは、今後の水泳指導の実施方法に関する方針に基づきまして、全ての区立小学校について学校外の屋内温水プールでの水泳指導に移行するため整備するものでございまして、今般、所要の経費を計上したものでござい

ざいます。

続きまして、14 ページ及び 15 ページをご覧ください。第 2 項「小学校費」、第 1 目「学校管理費」の 1 「小学校運営経費」の (1) 「一般校具・教材等管理経費」は、教師用教科書・指導書購入費に係る債務負担行為を設定するものでございます。令和 6 年度に実施される教科書改訂に伴いまして、区立小学校及び保田しおさい学校の教師用教科書等を購入するための対応でございます。

続きまして、第 6 目「学校施設建設費」の 1 「校舎建設経費」の (1) 「柴又小学校改築経費」は、補正額 206 万 1,000 円でございます。柴又小学校の改築につきまして、学校改築懇談会を立ち上げ、業務支援委託を導入し、検討を進めていくこととなったため、改築業務支援委託費を計上するとともに、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、16 ページ及び 17 ページをご覧ください。第 6 項「社会教育費」、第 1 目「社会教育振興費」の 1 「放課後支援事業経費」の (1) 「学童保育クラブ運営助成経費」は、補正額 1,180 万円でございます。学童保育クラブ内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の代替職員の雇上げ費用や同感染症対策に必要な設備改修に係る費用など新型コロナウイルス感染症対策の費用、またオンライン会議等に必要な ICT 機器の導入など、ICT 化推進に係る費用をそれぞれ学童保育クラブを運用する社会福祉法人等に補助するものでございます。

なお、こちらにつきましては国庫支出金及び都支出金を、それぞれ 393 万 3,000 円を特定財源として計上しております。

続きまして、歳入予算のご説明でございます。8 ページ及び 9 ページをご覧ください。第 13 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 3 目「福祉費補助金」の 4 「子ども子育て支援交付金」、そして第 14 款「都支出金」、第 2 項「都補助金」、第 3 目「福祉費補助金」の 22 「子ども・子育て支援交付金」はいずれも子育て支援部が歳入所管でございます。先ほどご説明した学童保育クラブ運営助成経費の特定財源として 393 万 3,000 円がそれぞれ補正額に含まれているものでございます。

続きまして、10 ページ及び 11 ページをご覧ください。第 20 款「特別区債」、第 1 項「特別区債」、第 1 目「教育費」は、補正額 5 億 100 万円で、政策経営部が歳入所管となりますが（仮称）お花茶屋地区屋内温水プール用地取得費の特定財源となるものでございます。

続きまして、18 ページをご覧ください。こちらは債務負担行為補正の説明となっております。表の一番左側、事項欄の上から 3 つ目をご覧ください。屋内温水プール建設基本設計等委託（2 件）につきましては、期間は令和 7 年度、限度額は 1 億 3,271 万 1,000 円でございます。その下の屋内温水プール建設地盤調査等委託につきましては、期間は令和 6 年度、限度額は 1,180 万円でございます。その下の小学校教師用教科書・指導書購入につきましては、期間は 6 年度、限度額は 1 億 3,285 万 8,000 円でございます。その下の小学校改築業務支援委託につ

きましては、期間は令和7年度、限度額は3,089万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○教育長** 学校教育推進担当課長。

**○学校教育推進担当課長** 関連の案件といたしまして、報告事項等8「屋内温水プール施設の整備の進捗状況等について」ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに1の「概要」でございます。本件は令和4年9月に改訂いたしました今後の水泳指導の実施方法に関する方針の実施計画に基づき、学校施設として整備を予定しております区内2カ所の屋内温水プール施設について、現在までの進捗状況等について報告させていただくものでございます。

まず、2の「清掃事務所新宿分室跡地への整備」でございます。(1)「進捗状況」ですが、令和5年度当初予算に基づいて、令和5年10月に基本実施設計委託を締結し、現在、基本設計を進めているところでございます。(2)「整備内容」ですが、イに記載しておりますとおり、プールの規模といたしましては7レーン程度を整備し、そのほか待合ホールや更衣室などの整備を予定しております。(3)「整備スケジュール」ですが、記載にありますとおり、令和7年3月までに基本実施設計を終え、令和7年4月から令和8年12月まで工事を行い、令和9年4月に供用開始を予定しているところでございます。

次ページに移りまして、3の「双葉中学校南側都有地への整備」でございます。(1)「進捗状況」ですが、都有地取得に係る東京都との協議を終えまして、11月に東京都と葛飾区土地開発公社と葛飾区の3者で土地売買契約を締結したところでございます。今年度中に公社から用地を取得する予定となります。(2)「整備内容」ですが、イに記載しておりますとおり、プールの規模といたしましては7レーン程度を整備し、そのほかに多目的ホールや待合ホールなどの整備を予定しているところでございます。(3)「整備スケジュール」ですが、記載にありますとおり、12月に用地取得費などの経費を補正予算案に計上し、区議会での議決後に基本実施設計委託事業者をプロポーザル方式で事業者を選定するために公募を開始する予定であります。令和6年3月には公社からの用地取得と基本・実施設計委託事業者を決定する予定となります。その後、基本・実施設計を令和8年3月までに行い、令和8年7月から令和10年8月まで工事を行い、令和10年4月に供用開始を予定しているところでございます。

次に4の「施設の運用方法等」ですが、こちらの施設は複数の学校が共同で利用する施設となるため、教育委員会が管理する施設とし、実際の管理や運用については一括して業務を委託することを想定しているところでございます。また学校の利用時間外には、プールや多目的ホール、待合ホールを開放し、区民の方が広く利用できる施設としてまいります。

最後、3ページ目に移りまして、5の「第四次補正予算案計上額」でございます。用地取得費が5億5,743万5,000円、基本実施設計委託費が3,310万円、地盤調査等委託費が500万円

となります。なお、基本・実施設計委託及び地盤調査等委託費については、債務負担行為を設定してございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいま説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 屋内温水プールの大きさの件で質問なのですが、7コース程度とありますけれども、これは通常小学校に設置しているプールの大きさと比べてどのくらいなのかというのと、小学校の場合は地域で水泳競技会を行っていると思うのですが、何校かの生徒が来て、一緒にできる広さはあるのかについて教えてください。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** まず通常の規模ですけれども、大体7コース程度を学校としても整備していると認識しているところでございます。こちら、7コース程度あれば複数の学校でもできる想定はしているところでして、1コマの授業で大体100人程度は一遍にできるように想定しているところでございます。

以上でございます。

○**青柳委員** 大きさのイメージがなかなか分からなかったものですから。ありがとうございます。

○**教育長** よろしいですか。

○**青柳委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第56号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第56号について原案のとおり可決といたします。

それでは、次に議案第57号「葛飾区立二上小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第57号「葛飾区立二上小学校建築工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたものでございます。本件は別添の契約締結案につきましては、異議のない旨を区長に回答したいと考えています。

内容につきましては添付の参考資料で説明させていただきます。恐れ入りますが、3枚目の

右上に参考資料と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立二上小学校について、建築工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立二上小学校建築工事でございます。2の「工事箇所」は、葛飾区東新小岩七丁目18番1号。4の「契約金額」は、44億3,850万円で、5の「契約の相手」は、記載の大翔・小松・大徳建設共同企業体でございます。6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から、令和8年2月27日まででございます。

次に裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。また次のページの別紙に学校の案内図を添付しております。

恐れ入ります、案内図の裏面2ページをご覧ください。こちらが配置図となりまして、塗りつぶしの箇所が工事範囲でございます。また3ページ以降に、工事を行う各階の平面図等を添付してございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第57号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第57号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第58号「奥戸総合スポーツセンター少年野球場改修工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、議案第58号「奥戸総合スポーツセンター少年野球場改修工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

「提案理由」といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので本件を提出するものでございます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に報告したいと考えてございます。

1枚おめくりいただきますと契約締結の議案書を、もう1枚おめくりいただきますと参考資料として契約の概要資料を添付しております。参考資料にてご説明をさせていただきます。本件につきましては、隣接する清掃事務所関連施設再編による敷地形状の変更や、既存施設の老朽化による奥戸総合スポーツセンター少年野球場の改修工事を行うため、工事請負契約を下記のとおり行うものでございます。

1の「工事件名」は、奥戸総合スポーツセンター少年野球場改修工事。2の「工事箇所」は、葛飾区高砂一丁目及び奥戸七丁目19番です。3の「契約方法」は、施工能力審査型総合評価一

般競争入札という契約となっております。「契約金額」は1億9,712万円です。「契約の相手方」は、葛飾区青戸八丁目5番16号、株式会社山溪緑地となっております。6の「工期」につきましては、契約の締結の日の翌日から令和6年7月31日までとなっております。

裏面へお進みください。参考といたしまして工事の概要を記載しております。運動施設といたしまして、グラウンド舗装のほか、ベンチ、フェールポール等を、そのほか物置、公園灯を整備いたします。案内図、平面図は別添のとおりでございます。

簡略でございますが、ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願います。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第58号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第58号について原案のとおり可決いたします。

以上で非公開とした案件は終了いたします。

続いて、報告事項等にまいります。初めに報告事項等1「『葛飾区中期実施計画』(素案)について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、「『葛飾区中期実施計画』(素案)について」説明を申し上げます。

1の(1)の「計画の目的」でございます。この中期実施計画は、前期実施計画の進捗状況を踏まえまして、社会経済状況等の変化、そして新たな行政課題等に対応するため、今後の4年間に取り組む具体的な事業内容を、年次計画として明らかにするものでございます。

(2)の「計画の期間」は、令和6年度からの4カ年でございます。(3)として素案と記載してございますけれども、次ページ以降の素案に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず7ページをお開きください。こちらでは、前期実施計画を策定した後の区政を取り巻く環境の変化についてまとめております。そして13ページをご覧くださいと、その内容を総括いたしまして、中期実施計画の策定の視点をまとめてございます。中期実施計画では、今後の本区の持続的な発展を図っていくために、葛飾で育ってよかった、葛飾で育ててよかったと思われるよう子育て支援や教育環境の充実を図っていくこと。子どもから高齢者まで、あらゆる年代の方々が、健康に生き生きと暮らせる環境づくりを進めていくこと。あらゆる世代の方々が、住んでみたい、住み続けたいまちづくりに向けた魅力的な駅周辺拠点づくり、新金線の旅客化やバス交通の充実などの交通環境の充実など、快適な都市環境の創造に取り組むとともに、これらの取組を前進させるため、デジタルトランスフォーメーションの推進を大きな柱として、

施策展開を図っていく旨、記載をしているものでございます。

続きまして18ページをご覧ください。夢と誇りのプロジェクトについてでございます。基本的計画に掲げております14の「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」につきましても、社会経済状況の変化を踏まえて、内容をより深めるとともに新たに15番、16番に記載の葛飾かわまちづくりプロジェクトと私学事業団総合運動場活用プロジェクトの二つのプロジェクトを追加したところでございます。

本日は教育委員会に関連する部分の内、主な新規拡大を図っている部分について、この後のページでご説明をさせていただきます。

24ページをご覧ください。4の「子育てするなら葛飾で推進プロジェクト」におけます3放課後等の子ども支援でございます。家庭環境にかかわらず全ての児童が安全・安心に放課後等を過ごせるよう、小学校内を活用して学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場を充実させ、安全・安心な環境の中で、多様な体験や活動ができ、子どもたちの好奇心や可能性を最大限に広げられる環境整備を行ってまいります。

続きまして、25ページでございます。5の「学力・体力向上プロジェクト」では、1「総合的な学力の向上」といたしまして、学習センターの整備や学習指導員、学習指導補助員による指導の充実モデル地域で映像教材の導入など、個別最適な学びを充実させてまいります。

また3の「一人一人を大切にできる教育」の推進では、日本語の習得が必要な子ども。あるいは、葛飾区不登校児童・生徒スタンダードを活用し、全ての子どもが安心して学習に取り組むことができる環境整備を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、46ページをお開きください。こちら、政策別計画となっております。136ページをお開きください。こちらにつきましても、学童保育クラブ待機児童の解消の記載を追加してございます。待機児童が多い学校を対象に、空き教室等を使用し、放課後や3期休業を安全・安心に過ごせる環境整備を進めるとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう取り組んでまいります。

続きまして、146ページをお開きください。学力の向上に向け、ICTを活用した事業、校務の効率化を図るとともに、学習センターの活用や英語教育の充実などに取り組んでまいります。

続いて、152ページをご覧ください。こちら「一人一人を大切にできる教育の推進」では、特別支援教育において、計画事業といたしまして、ペアレントトレーニングなどの取組を充実させていくほか、不登校支援として校内適応教室の設置を進めてまいります。

続きまして、156ページをお開きください。教育環境の整備に向けまして、現在、進行中の改築に加え、次期改築校についても構想・計画立案・設計等を進めてまいります。

続きまして、161ページをご覧ください。こちらは新たに中学校部活動の地域移行を計画事



業といたしまして、中学校部活動の地域への移行を進めるために、区立中学校の中からモデル校を指定いたしまして、新たに地域クラブ活動を試行的に実施してまいります。

続きまして、281 ページをご覧ください。ページの中ほどになります。葛飾柴又の文化的景観を後世に継承していくため、令和4年3月に策定いたしました国選定重要文化的景観、葛飾柴又の文化的景観整備計画に掲げる取組を進めていく旨、記述をしているところでございます。

以上、簡単ではございますが教育委員会の所管事項を中心に説明をさせていただきました。

1枚目の資料にお戻りください。2番の「中期実施計画策定スケジュール（予定）」でございます。本年12月11日から来年1月9日まで、区民意見提出手続、いわゆるパブリックコメント手続を実施いたしまして、葛飾区中期実施計画（案）を2月に教育委員会へのご報告を経て、議会報告をいたしまして、3月に計画策定をしてみたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の1を終わりいたします。

次に報告事項等の2「葛飾区教育振興基本計画（案）について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは「葛飾区教育振興基本計画（案）について」説明を申し上げます。

本計画につきましては、策定検討委員会を設置いたしまして、令和4年7月から検討を行ってきたところでございます。本年9月には素案を取りまとめ、この素案に係る区民意見提出手続を実施したところでございます。このたび、策定検討委員会からの報告を受けまして、計画（案）を取りまとめましたので、ご報告するものでございます。

まず1の「『葛飾区教育振興基本計画（素案）』に係る区民意見提出手続の実施結果について」ご説明をいたします。別紙1をご覧ください。1の「実施期間」は、本年9月26日から10月25日まで。2の「実施場所」は、教育総務課窓口のほか、記載のとおりでございます。3の「意見総数」でございますが、（1）総数49件で、意見提出者数は13名でございました。また（2）の「提出方法」の内訳でございますが、電子申請16件でございました。

4の「提出されたご意見の取扱い」でございます。49件のご意見を下記の四つの取扱いに整理をいたしました。

そしてまた5の「提出されたご意見（概要）に対する教育委員会の考え方」でございます。こちらにつきましては、1枚、おめくりください。ページ番号1ページから11ページまでの資料としてございます。1ページをご覧ください。49件のご意見につきまして、計画素案の章ごとに分類をいたしまして、表の左側からご意見（概要）、教育委員会の考え方、取扱いの順番

で11ページにかけてまとめてございます。

第1章については1件、第3章についてはナンバーの2から2ページの6まで、5件。第4章のうち、基本方針1については、ナンバーの7から6ページのナンバー31まで。基本方針2につきましては、ナンバー32から8ページの38まで7件。基本方針3につきましては、ナンバー39から9ページの41までの3件。その他のご意見がナンバー42から11ページの49までの8件と分類をしております。

続きまして、表紙にお戻りいただきまして、2の区立小・中学校の児童・生徒からの意見についてでございます。こちらは別紙2をご覧ください。1の「実施期間」は、本年10月20日から31日まででございます。2の「実施方法」は、学校を通じて子どもたちに意見を寄せていただくよう依頼をいたしまして、二次元コードを読み込んだ上で、インターネットを利用して回答を入力してもらいました。なお、子どもたち向けには、計画の概要を分かりやすくまとめた資料を小学生用と中学生用の2種類を作成いたしまして、特に小学生用資料には平仮名のルビを振るなどの工夫を凝らしたところでございます。

3の「意見総数及び内訳」でございます。総数は1,403件で、小・中学校の内訳は記載のとおりでございます。

その下に問いごとに意見等の内容をまとめてございます。なお問いは四つでございます。まず問1の表をご覧ください。問1は「計画のコンセプトについて意見があれば教えてください」でございます。子どもたちの回答は多岐にわたってございましたけれども、四つの区分に分類をして整理をしたものでございます。まずナンバー2をご覧ください。「よいです」「素晴らしい」等の記載のみの肯定的な記載。ナンバー3については「ない」「特にありません」等の記載のみの意見なし等の記載。ナンバー4は「よく分からない」等の記載のみの分からない等の記載と整理をいたしました。これら以外の具体的な記載があったものについては、ナンバー1の意見等に分類をした上で、さらに区民意見提出手続のように(1)から(4)の四つの取扱い区分に分類をいたしました。

以下、問4まで裏面にかけて記載をしております。また、意見等の一覧は別添A4横の表のとおりでございます。なお、個人を特定しうる記載につきましては、一部黒塗りをしてございます。

裏面の4、ご覧ください。「提出されたご意見の取扱い」につきましては、この後、文教委員会にご報告した後、別添の一覧を区ホームページに掲載してまいりたいと考えてございます。

恐れ入ります、また表紙にお戻りいただきまして、3の「主な変更箇所一覧」(新旧対照表)でございます。こちらは別紙3をご覧ください。こちらは区民意見提出手続におけるご意見等を踏まえまして、文言等の所要の修正等を行った内容について、お示しをしたものでございます。これらを反映させ、別添の計画案とさせていただいたものでございます。

続きまして、5の「今後の予定」でございます。本年12月に別添の計画案を文教委員会にご報告いたしまして、来年1月に教育委員会において議決を頂き、計画を決定してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

壺内委員、お願いいたします。

**○壺内委員** 葛飾区の今後の歩む教育について、別添にありますように子どもたちからの意見や要望を聞くのはとても大きな異議があると感じております。子どもたちが、一人一人の意見それから要望等を言うことによって、区民の1人として自信がついていく。葛飾区の魅力を、さらによく知るであろうと感じますし、それから子どもたち一人一人が自分の言動に責任を持ってくる。自分の意見を言うということについて。そして判断力もついてきます。葛飾区では本当に最近、子どもたちの意見を聞くというチャンスや機会が多くなってきました。ぜひ、これを維持しながら、いろいろなところに反映させていただきたいと考えています。

以上です。

**○教育長** ありがとうございます。

教育総務課長。

**○教育総務課長** 今回、子どもの意見を聞いたところでございますけれども、現在、子育て支援部において、具体的にどのような聞き方をすればよいのか。子どもの意見を、どのように政策に反映するのか。この技術的な取扱いについて、区としての指針を策定するというところで、現在、子育て支援部において検討しているところでございます。そうした指針が固まらない中で、私どもとしては今回、このような試行という形ですが、子どもたちの意見を聞いてみたいという思いに基づいて実施したところです。これがどこまで技術的に、正しいやり方なのかというところについては、常にこれを振り返って反省し、よりよい政策形成への意見の反映を考えていかなければいけないと認識をしているところでございます。

一方で壺内委員より、子どもたちにとっては、この意見を表明することに対する責任を持った言動というお言葉がありましたけれども、そういうことを子どもたちが感じてくれるのであるとすれば、その点においては間違いなくこれはやってよかったことなのだろうと考えているところでございます。

ご指摘を頂いたように、これからも子どもたちの意見というものをしっかり受け止めて、政策に反映できるよう、技術的にも改善しながら進めていきたいと考えてございます。

以上です。

**○教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 今回の壺内委員と同じなのですけれども。私はまずタブレットが入ったということが大きかったかなと思います。コロナが来てからということもあるけれども、タブレットが普及したからこそ、子どもたちの意見も聞けるようになったという意味では、すごくよかったなと思います。ただ、先ほどもありましたけれども、本当に子どもにどうやって聞かせるのがいいのかというのが難しい。次の課題なのかもしれません。一つ言えることは、子どももきちんと大人から評価されたいという気持ちがあるのです。だから、君たちの意見をちゃんと聞かせてくれてありがとうございます。ここに教育委員会の意見と書いてありますけれども。それを言われただけでも違う。子どもは認められたいのです、大人たちから。それを認められる人が多くなればなるほど、嬉しいというか自信もつくと思います。ですから、そういった自信を持つ子が、葛飾区の中に増えていっていただくと、自己肯定感や自己肯定力が強くなると思います。大変でしょうけれども、頑張って取り組んでいただきたいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員、お願いします。

○**日高委員** 意見がたくさん出されていますけれども。私は意見を表明するという機会を与えていただいたことは大変よかったと思います。これからますます必要となり、一つの手法になってくると思います。どうも大人が関わっているような状況も見えますけれども、子どもの意見と捉えて、お答えしているという姿勢も立派だなと思いながら、見させていただきました。

その中で、葛飾教育の日について子どもたちは指摘しています。どういう指摘かというところ、大変よかったよという言い方もあるし、どんなメリットが実際あったのですかと疑問的に言っている意見もある。そして、この中で、土曜日はいろいろな習い事もやっていて、ぶつかってしまう。あるいは、区や都などが行うイベントともぶつかってしまうから、調整してくださいという意見まで出されている。今、話題になっているだけに、月1回では多過ぎるのではないですかという子どもの意見に対して、私たちは今後、考えて、計画に生かされていくのかなと思いました。

○**教育長** ありがとうございます。子どもたちの意見も踏まえながら、進めてまいりたいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

谷部委員、お願いいたします。

○**谷部委員** 私も委員3人の方がおっしゃったように、子どもたちの意見をまとめてくださった、聞いてくださったということは、大変意義深いことだなと感じました。それと、一般の方からの意見が、13名の方から49件というのは、今までと比べて数としては少ないのでしょうか、多いのでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 5年前に実施した同様のパブリックコメント手続に比べると、提出者及びそれから総件数とも増えているというところではございます。

○谷部委員 ありがとうございます。それも先ほど上原委員がおっしゃったように、子どもたちもそうですけれども、インターネットで気軽に投稿できるようになったというのが少しあるのかなと感じました。

やはり私も日高委員と同じように、一般の方からも子どもたちからの意見からも、葛飾教育の日のことについては、再考の余地があるなと感じましたので、考えていきたいと思います。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

葛飾教育の日につきましては、ご意見を踏まえまして検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に報告事項等の3「葛飾区立常盤中学校改築工事基本設計（案）について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、「葛飾区立常盤中学校改築工事基本設計（案）について」ご説明させていただきます。まず1の「敷地及び建物概要」につきましては、（1）「敷地面積」は14,640平米です。（2）の「構造・階数」は鉄筋コンクリート造、地上4階建て、（3）「延べ床面積」は、7,821平米です。なお、標準規模面積、既存校舎面積との比較は別紙1になりますが、他の別紙2、別紙3まで、後ほど一緒に説明させていただきます。

2番の「基本設計（案）の概要」でございます。（1）の「普通教室」につきましては、ほかの改築校と同様に、1教室約63平米から74平米としてございます。また生徒数の一時増加に対応できるよう17教室まで対応ができる設計としています。また（3）「外構整備」では、地域や卒業生とのつながりを深めるため、連携の場となる花壇を設け、（4）「校庭整備」では、既存の約7,400平米から9,300平米に広げてございます。

次に3「改築スケジュール」につきましては、（1）「基本・実施設計」令和4年12月から始まっており、（6）「外構・校庭整備工事」まで令和10年9月終了の予定となります。

それでは、1枚、おめくりいただきまして右上に別紙1と書かれた資料をご覧ください。学校改築校の標準規模につきましては、平成26年度に策定しており、左側の施設の項目である学校関係諸室からその他までとなっております。また標準規模に含まれていない諸室としましては、特別支援教室などがございます。左側の基本設計Aと右側の標準規模面積Bとの比較。

また右側にあります既存校舎面積Cとの比較は、記載のとおりとなっております。いずれも、基本設計に関しましては、こちらの面積のほうが減少していることとなります。

次のページをご覧ください。別紙2でございます。こちらが1階平面図となっております。左側が北側となっており、南側に校舎がございます。校舎の下には給食室や多目的室などを配置してございます。また右下には花壇がございます。

続きまして、1枚、おめくりください。こちらが、2階と3階の平面図でございます。南側に普通教室を配置し、陽当たりを確保しています。そのほか、2階では職員室とか事務室、学習センターも配置してございます。

続きまして、1枚、おめくりください。こちら左側が4階、右側が屋上の平面図でございます。屋上には太陽光パネルや設備関係の置き場のほか、屋上広場を設けてございます。

一番最後のページをご覧ください。別紙3でございます。常磐中学校工事スケジュール（予定）をご覧ください。令和6年度の7月、ステップ1で改修工事が始まりまして、ステップ3の新校舎建設工事が令和8年2月まで行います。新校舎での運用は令和9年度4月からとなります。その後、既存校舎解体工事、外構工事を経て、改築事業の完了は令和10年度9月を予定してございます。なお、右下の備考のとおり仮設校舎を設けず、またプールは既存のままでございます。令和9年度の清掃事務所の新宿分室に完成予定のプールで学校の水泳指導を試行し、その結果を経て、既存のプールの取扱いを判断してまいります。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の3を終わりといたします。

次に報告事項等の4「次期改築候補校の選定と今後の進め方について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

**○学校施設担当課長** それでは、「次期改築候補校の選定と今後の進め方について」ご説明させていただきます。

初めの1の「概要」でございます。令和5年9月開催の文教委員会で報告しました次期改築候補校の選定の考え方に基づいて、選定した次期改築候補校及び当該校の今後の進め方について、報告するものでございます。次に2の「次期改築候補校の選定」でございます。9月に報告しました考え方に基づき、（1）の「市街地再開発事業等により、児童・生徒数の増加が見込まれ、改築以外の方法では受入れが困難な地域の学校」（2）の「既に改築の検討を進めている学校」について選定しているものでございます。（1）につきましては、別紙で説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、こちら別紙1の「選定の考え方」、金町地域

をご覧ください。下の地図内の青色部分で、予定されています東金町一丁目西地区市街地再開発事業に伴い、整備される施設・建築物による児童数増は、当該地域を通学区域とする東金町小学校で受け入れをします。ただし、東金町小学校の現校舎では、令和8年度に普通教室が不足することが見込まれることから校舎を増築いたします。また、東金町小学校は、次のページにございますとおり学校適正規模を大幅に上回る見込みであるため、その学校適正規模の確保に向けて、別途、通学区域の見直しを検討してまいります。

続きまして、2枚おめくりいただきまして、4ページの地図をご覧ください。こちらが立石地域でございます。初めに、地図内を水色で示してございます立石駅北口地区をご覧ください。小学校の学区域を赤線で示してございますが、赤線の左側の部分、こちらは本来、梅田小学校の通学区域でございますが、こちらの児童数増に関しましては、上に黄色で示してございます清和小学校の通学区域にすることで、受入が可能と推計してございます。

次に下の水色部分をご覧ください。立石駅南口東地区でございます。こちらは赤色で表示してあります本田小学校の通学区域でございますが、この通学区域を右上にございます葛飾小学校の通学区域にすることで、児童数増の受入が可能と推計しております。

最後に下の濃い青色の部分でございます。立石駅南口西地区の児童数については、通学区域の変更を行わず、本田小学校の通学区域のままとします。理由といたしましては、もう既に周辺の小学校である清和小学校及び葛飾小学校で、通学区域の変更に伴う児童数増の受入を行っていることや、梅田小学校で受入を行う場合に、通学区域の設定が変則になること、また増築も必要となることからでございます。

本田小学校の現校舎でございますが、令和17年度に普通教室が不足することが見込まれますので、また学校の敷地も狭く、増築することも困難であることから、本田小学校を次期改築候補校としたものでございます。

1枚おめくりいただきまして次のページがグラフとなっております。上のグラフが現行の通学区域での学級数の推移でございます。学校適正規模である12学級から18学級までの範囲を超えて、不足や超過する学校が発生すると推定しているものでございます。一方、下のグラフでは、先ほど説明しました選定の考え方に基づき通学区域を変更した場合の学級数の推移でございます。こちらは、学校適正規模の範囲内になると推定しているものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。こちらが、新小岩地域でございます。濃い青色の部分に、開発に伴う児童数増に関しましては、当該地域の通学区域である小松南小学校から通学区域の変更を行うのは、JR総武線の南にある小学校は小松南小学校しかないことから、困難になるため、当該地域の児童数増への対応は通学区域の変更を行わず、小松南小学校で受け入れることとしてございます。ただし、小松南小学校の現校舎では、令和14年度に普通教室が不足することが見込まれ、学校の敷地も狭く、増築することも困難であることから、小松南小学

校を次期改築候補校として選定したものでございます。

次の7ページが小松南小学校の学級数の推計を記載してございます。恐れ入ります最初のページをご覧ください。2番の「次期改築候補校の選定」の(1)の表の立石駅南口西地区の本田小学校の備考欄には、敷地の狭さから工事エリアと学校運営エリアが近く、改築工事期間中の教育環境の確保を課題として挙げてございます。また、新小岩駅南口地区の小松南小学校は、現校舎の敷地で改築を進めるか、また旧松南小学校の敷地を活用するかなど改築校舎の建設場所が課題となることを挙げてございます。

続きまして、次の(2)の「既に改築の検討を進めている学校」として、東四つ木地域の木根川小学校、渋江小学校、中川中学校を次期改築候補校に選定してございます。また、柴又地域の東柴又小学校、桜木中学校は一連の学校改築の方針が決定した場合に追加してまいります。

次に裏面をご覧ください。3の「次期改築候補校の改築事業着手予定」でございます。令和5年度に東四つ木地域の学校を皮切りに、令和6年度に柴又地域の学校、令和7年度に新小岩地域の小松南小学校、令和8年度に立石地区の本田小学校に着手する予定でございます。

最後に4「一般的な改築スケジュール」では、基本構想・基本計画の策定から校庭整備まで約6年の期間を要することを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「東四つ木地域における学校適正規模の取組について」の報告をお願いします。

学校環境整備担当課長。

**○学校環境整備担当課長** それでは、「東四つ木地域における学校適正規模の取組について」ご説明いたします。

まず1の「概要」でございます。東四つ木地域、木根川小学校、渋江小学校、中川中学校における学校の適正規模を確保し、学校教育環境の充実に向けた取組みとして東四つ木地域学校づくり検討懇談会において、地域の方々と検討を進めてまいりました。この度、その方向性がまとまったため報告するものでございます。

2の「検討経過」でございます。令和5年3月に3校の施設一体型校舎整備案についてご報告をさせていただきました。その後、(2)に記載のとおり、保護者向け説明会また地域住民向け説明会を開催してきたところでございます。また、(3)の検討懇談会でございますが、学校評議員など地域代表者から組織する東四つ木地域学校づくり検討懇談会を設置したところでございます。



お手数ですが、次ページをご覧ください。令和5年4月以降、月に1回のペースで検討懇談会を開催してまいりました。また6月には高砂小・中学校の施設見学会を実施することを含め、議論を深めてきたところでございます。

3の「今後の方向性」でございますが、検討懇談会の検討結果を踏まえ、次のとおり東四つ木地域における新しい学校づくりに向けた取組みを進めてまいります。

次ページをご覧ください。（1）の「小学校の学校統合」でございます。令和7年4月1日に木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行います。また、統合小学校の運営開始に向けては、木根川小学校と渋江小学校の連携を深めながら、統合の準備を進めてまいります。

令和5年5月1日時点の学級数、児童数でございますけれども、学校統合後は12学級の規模を想定しているところでございます。また、（2）の「統合小学校の校名選定」でございます。統合小学校の校名公募を行い、応募いただいた校名案の中から、令和6年1月開催予定の検討懇談会において、校名案を選定してまいります。応募につきましては、二次元コードを活用して、インターネットによる応募を予定してございます。応募締切は、令和6年1月3日でございます。周知方法につきましては、12月に説明会を開催する予定でございますが、その際、チラシを配布するとともに、各施設また町会を通じて周知を進めてまいりたいと考えております。

また（3）の「施設一体型校舎整備」でございます。お手数ですが、3枚目の別紙イメージ図をご覧ください。こちらで説明させていただきます。まず①でございますが、令和7年4月に木根川小学校と渋江小学校を渋江小学校敷地で学校統合を行います。また②でございますが、令和8年から10年にかけて、空き校舎となった木根川小学校につきまして、解体をして、ここに施設一体型校舎を改築するものでございます。

③でございますが、令和10年度中に新校舎が竣工予定でございますので、竣工した際に統合した小学校と中川中学校が新校舎に移転する予定でございます。また、中川中学校につきましては、引き続きこの3校の施設一体型校舎と近接しており、第二校庭としての活用を検討しているところでございます。

また今後の課題でございますけれども、渋江小学校につきましては、令和10年度、移転以降空き校舎となります。この施設の活用につきましては、今後、地域の皆さんにとって有益な活用方法を引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、中川中学校につきましては、今後も引き続き適性規模に関しての取組みを検討してまいります。近接する地域で、京成立石駅周辺の市街地再開発事業が予定されてございます。こうした再開発事業に伴って、大幅な人口増が見込まれているところもございまして、こうした状況を踏まえて、通学区域の見直しというところも引き続き検討を進めてまいります。

今後も東四つ木地域における新しい学校づくりに当たりましては、様々な機会を捉えまして、地域の方々、また子どもたちのご意見についてもきちんと反映できるような取組を進めてまい

りたいと考えてございます。

お手数ですが、4ページをご覧ください。4の「説明会の開催」についてでございます。東四つ木地域における新しい学校づくりに向けた取組、また統合小学校の校名募集について記載のとおり、12月14日・15日に保護者また地域住民向け説明会を開催いたします。説明会の開催に当たりましては、事前に説明動画を区のホームページで配信する予定でございます。

また周知方法につきましては、各学校また町会ですとか幼稚園、保育園を通じて周知を行ってまいります。

5の「今後のスケジュール（案）」でございますけれども、令和6年度には、葛飾区立学校設置に関する条例改正、施設一体型校舎の基本構想・基本計画、また基本設計・実施設計を行ってまいります。令和7年度には渋江小学校敷地で木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行います。令和10年度には、新校舎の竣工後、統合した小学校、中川中学校が新校舎へ移転する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

上原委員。

**○上原委員** 検討懇談会をこれだけ毎月開いてくださって、皆さんから意見を吸い上げていただいて本当にありがとうございます。丁寧にやっていただいて、皆さんもだんだんご理解していただいていると思います。だんだん新しい校舎でという気持ちが高まってくるのではないかなと思います。

校名はこれから募集するのですよね。大人だけではなくて、ぜひとも児童・生徒からの応募も、いろいろな方からの校名の応募が頂けるとうれしいなと思います。

**○教育長** 学校環境整備担当課長。

**○学校環境整備担当課長** こちらにつきましては、先ほどもご説明したとおり、二次元コードを活用して公募をしていきたいと考えております。当然、児童・生徒の皆さんに対しても学校を通じて、チラシを配布してぜひタブレットを通じて、応募していただけるように準備を進めているところでございます。

**○上原委員** よろしく申し上げます。

**○教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

青柳委員。

**○青柳委員** こちらの新しい学校の名前の件なのですけれども。最終的には中学校も含めて統合する形になると思います。その中での校名なのか、統合した小学校の校名と新たにまたできる中学校とは別な考えなのか、気になったので教えてください。

**○教育長** 学校環境整備担当課長。

**○学校環境整備担当課長** 今回、木根川小学校と渋江小学校の統合を行います。公募するのは、この新しい小学校の校名を公募するものでございます。我々としては、中川中学校につきましては、場所が変わるということで、あくまでも新しい小学校と中川中学校の施設一体型校舎が木根川小学校の場所にできるということで、住所地の変更ということで考えているところでございます。

**○青柳委員** ありがとうございます。よく学校名変更する場合、統合の場合、片方の名前がなくなって、片方だけ残るといのが見受けられます。地域の学校に対する思いというのがあり、名前が変わってしまったので、付き合いづらくなったという意見も聞いたことがあるので、慎重に、いい学校名が決まればいいなど期待しております。

以上です。

**○教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の5を終わります。

次に報告事項等の6「令和5年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

**○指導室長** それでは、「令和5年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」ご報告いたします。

このコンクールは青少年読書感想文全国コンクールと既存のコンクールの応募作品を活用いたしまして、全国、東京都の表彰とは別に児童・生徒らの励みとすべく葛飾区として優秀作品を表彰し、読書活動の推進を図ることを趣旨といたしております。

区立全ての小・中学校から、小学校は1万4,351点、中学校は3,687点の応募がございまして、葛飾区教育研究会国語部の先生方を審査員に、資料のとおり小学校は低・中・高学年ごとに最優秀1点、優秀2点、佳作3点、中学校は最優秀1点、優秀4点、佳作5点を選出いたしております。

また、おめくりいただきまして、3ページの5にございまして、小学校各部の最優秀、優秀、佳作作品及び中学校の最優秀、優秀作品は東京都の審査会へ代表として出品しております。

また、広報かつしか1月15日号及びかつしかのきょういく1月発行号に氏名などを掲載予定でございまして。そして、令和6年1月12日には、最優秀賞、優秀賞の受賞者を対象に表彰式を予定しております。

説明は以上でございまして。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

谷部委員。

○**谷部委員** この選ばれた作品をぜひ、各学校の図書館ですとか、公立の図書館でもこの本を読んで感想を書いた方が入賞されましたよという形でアピールしていただくと、「私も読んでみようかな」ということにもつながるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。

指導室長。

○**指導室長** こちら、対象図書に関しましては、課題図書が指定されておりました、もちろんそれ以外にも、自由の図書でも対象となりますので、特に受賞した児童・生徒が在席する学校ではご紹介をすることで、こんな形の感想文が代表になりましたということは、ぜひ積極的に広報するように呼びかけてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○**谷部委員** よろしくお願ひいたします。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**谷部委員** はい。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の6を終わります。

次に報告事項の7「令和5年度葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、「令和5年度葛飾みらい科学研究コンクールの審査結果について」ご報告いたします。

このコンクールは、児童・生徒が自ら決めたテーマについて研究した成果を発表することとして、科学的な物の見方や自然の事象を探究する面白さを学ぶ、理数に対する能力を高めることを趣旨としています。

各校から夏休みの宿題や自由研究で提出された作品の中から、コンクール出品希望者を募り、優秀作品をご提出いただき、小花教育長、東京理科大学石川学長に特別審査員を務めていただきました。1次審査、2次審査では、葛飾区教育研究会理科部会の先生方にも審査員をお願いし、資料にございますとおり、小学校の部、中学校の部、それぞれに教育長賞、東京理科大学学長賞各1点ほか、入賞作品を選出いたしました。

おめくりいただきまして、5にございますとおり、小学校の部の教育長賞、住吉小学校の鳥居真幸さんの作品を東京都小学校科学展に出展いたしまして、審査の結果、東京都教育委員会賞を受賞しております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいで

すか。

それでは、以上で報告事項の7を終わりいたします。

8は先ほど関連でご説明させていただきましたので、続いて報告事項等の9「葛飾区学校教育情報化推進計画（素案）について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

**○学校教育推進担当課長** それでは、「葛飾区学校教育情報化推進計画（素案）について」ご説明をいたします。

初めに1の「概要」でございます。現行の計画であります葛飾教育情報化推進プランが令和5年度で計画期間が終了となるため、令和6年度を首期とする新たな学校教育情報化推進計画を策定するものでございます。

2の「計画の位置付け等」でございます。（1）「計画の位置付け」は、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条に定める市町村学校教育情報化推進計画に位置付けられるものであり、「葛飾区基本計画」や「葛飾区教育振興基本計画」などで示される目標を実現するための教育の情報化分野における実施計画となります。

（2）「計画期間」は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。また、（3）「計画の愛称」でございますが、こちらは現行の計画の名称を継続し、葛飾教育情報化推進プランとしたいと考えてございます。

次に3の「検討経過」でございますけれども、令和4年6月から令和5年10月までの間に、学校の管理職や区職員で構成いたします葛飾区教育情報化推進委員会や本委員会の下部組織として、担当者で構成いたします作業部会を開催し、検討を行ってきたところでございます。

次に、4の「葛飾区学校教育情報化推進計画（素案）」でございますが、恐れ入ります別添の素案をご覧ください。こちらポイントを絞りまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず3ページ目の目次をご覧ください。本計画は、第1章から第5章の全5章で構成をしておりますところでございます。次に5ページ目をお開きください。第1章では、計画の目的や位置付けなどについて記載をしておりますところでございます。

次に7ページ目をご覧ください。第2章では、葛飾区を取り巻く現状と課題といたしまして、7ページから12ページにかけて国や東京都の動向をまとめさせていただいております。13ページから16ページにかけましては、葛飾区の情報化の現状と課題といたしまして、現行の計画で定めております四つの目標ごとに現状や課題を整理しております。また、目標の1から3については計画上で具体的な数値目標を掲げておりまして、計画策定時に掲げた目標値と達成状況を記載してございます。

次に、17ページをご覧ください。第3章では葛飾区が目指す方向性を記載しております。まず1の「本計画のコンセプト」については、「子どもや先生一人一人の可能性を引き出すIC

T環境で、輝く未来をつくる力をはぐくみます」としてございます。

2の「本計画の基本方針」については、次の18ページをご覧ください。本計画では、三つの基本方針を掲げております。一つ目の基本方針は、子どもたちの学びの観点といたしまして、ICTを活用した主体的、対話的で深い学びの実現による子どもたちの資質・能力の育成を掲げております。二つ目の基本方針は、教員の働き方の観点といたしまして、教員の能力を最大限に発揮するためのICTを活用した働き方改革の推進を掲げております。三つ目は、今、申し上げました二つの方針を実現するための環境等の整備といたしまして、教育DXを推進するための環境整備とICT推進体制の確保を掲げております。

次の19ページから20ページにかけては、現行の計画と同様に、評価指標と目標値を設定してございます。次に22ページ目をご覧ください。第4章では、施策及び取組内容を記載してございます。22ページから23ページは各基本方針ごとの施策や具体的取組みを体系図としてまとめたものでございます。以降24ページから55ページにかけては、各施策と具体的取組みの詳細やスケジュールを記載しているところでございます。

最後に56ページをご覧ください。こちらは第5章といたしまして、計画の推進についてということで、計画を推進するに当たりましての留意事項などにつきまして記載をしているところでございます。

以上が素案の説明となります。

それでは、恐れ入ります、最初の報告資料の2ページにお戻りください。5番目の「パブリックコメントの実施等」でございます。パブリックコメントにつきましては、(1)から(3)に記載の方法で実施したいと考えております。また、(4)でございますけれども、区立小・中学校を通じて、児童・生徒にパブリックコメント手続を案内して、子どもへの意見聴取も行う予定でございます。

6の「今後のスケジュール」でございますが、令和6年1月に葛飾区教育情報化推進委員会におきまして、最終案の検討を行いまして、その後教育委員会及び文教委員会にご報告させていただきまして、3月に教育委員会におきまして計画の決定をお願いしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で報告事項の9を終わりいたします。

次に報告事項の10「令和4年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 それでは、私からは「令和4年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」ご報告申し上げます。

まずこちらの「目的」につきましては、教育現場における生活指導上の取組の充実を図るため、本区の区立学校における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の実態を把握したものでございます。

2番の「定義」についてです。暴力行為につきましては、児童・生徒が故意に有形力を加える行為を指します。対教師暴力、児童・生徒間暴力、対人暴力、器物破損のいずれかに該当するものとします。

また、いじめにつきましては、児童・生徒に対して一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為。インターネットを通じて行われるものも含むものでございますが、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。なお、発生した場所は学校の内外を問いません。

また、不登校については、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあり、年間30日以上欠席したものを指します。ただし、病気や経済的理由によるものは除かれております。

2ページ目をご覧ください。3番「本区の状況」でございます。こちらにつきましては、保田しおさい学校は小学校の統計に含んでございます。(1)「暴力行為の状況」でございます。暴力行為の発生件数は小学校は41件であり、前年度比で18件の減少。中学校においては、120件であり、前年度比で41件の増加となりました。

(2)の「いじめの状況」でございます。いじめの認知件数は小学校においては、680件であり、前年度比で160件の増加でございます。中学校につきましては、174件で前年度比で34件の増加となりました。

続いて、小学校のいじめの解消率でございますが、62.5%であり、前年度比で2.1ポイントの増加。中学校の解消率は、59.2%であり、前年度比で17.2ポイントの減少となりました。

4ページ目に移ります。「不登校の状況」でございます。こちら、不登校の児童・生徒数、小学校においては482人であり、前年度比で164人の増加。中学校においては、763人であり、前年度比で115人の増加となりました。小学校の不登校出現率については、2.33%であり、前年度比で0.79ポイントの増加。中学校においては、出現率18.73%であり、前年度比で1.35ポイントの増加となりました。

続きまして、5ページ目に移ります。不登校児童・生徒のうちの学校へ復帰した児童・生徒数でございます。小学校においては172人であり、前年度比で79人の増加。中学校においては310人であり、前年度比で39人の増加でございます。また、不登校児童・生徒の学校復帰率でございますが、小学校においては、35.7%であり、前年度比で6.5ポイントの増加。中学校

においての復帰率は、40.6%であり、前年度比で1.2ポイントの減少となりました。

6ページでございます。4の「今後の対応」でございます。まず全校共通で日々の教職員の児童・生徒への声かけ、励まし、称賛、対話。行事等を通じた個と集団への働きかけなど、児童・生徒の発達を支える働きかけを積極的に行うとともに、校内の雰囲気づくりや道徳教育、人権教育の充実を図ってまいります。

1番目の暴力行為につきましては、暴力行為の前兆となる行動の早期発見、早期対応のため、スクールソーシャルワーカーまたは関係機関等の一層の連携を図ってまいりますとともに、学校だけでは解決が困難な状況が発生した場合の、学校への生活指導サポートチーム、いわゆる警察OBの派遣。また、学校関係機関等と連携して適切に対応できるような支援体制と問題の早期解決への取組を進めてまいります。

また、生活指導主任研修会で、生徒指導提要在新たに変わり令和4年12月に発行されましたが、そちらの活用を図りながら、校内において生徒指導の中心となる人材の育成を図ってまいりたいと考えてございます。

2番「いじめについて」でございます。こちらにつきましては、葛飾区はいじめ未然防止・早期発見・早期対応スタンダードの学校における全教職員への一層の周知徹底を図ってまいりますとともに、各職層研修において、教員がいじめの疑いに気付き、また兆候を発見した際は、学校のいじめ対策委員会を通じて、迅速に全教職員で情報共有、また組織的な拡大防止解決に向けた早期支援体制がとれるよう対応を行ってまいります。

また、条例に基づきました葛飾区教育委員会いじめ問題対策連絡協議会を活用した、関係機関等との連携の推進。またチームとしての学校の実現に向けまして、校内外の情報連携の中心を担います教育相談担当者を置きまして、育成を図るための教育相談担当者研修会も実施を進めてまいります。

また、スクールロイヤーを活用した迅速で適切な対応に当たるための支援。またはリーダーシップ研修会における法的な知識のほか、具体的な実践も含めた研修もあわせて実施してまいります。

7ページ目でございます。不登校についてでございます。こちらは、各学校において一人一人の状況の把握と個の状況に応じた支援を各学校で進めてまいります。また、校内の生活指導と教育相談の組織の一体化を図って、教育相談に関する情報を一元管理できるようにすること。また、各学校のスクールカウンセラーや総合教育センター内のスクールソーシャルワーカーを家庭に派遣して、関係機関と連携して問題の解決へ取り組むことも推進してまいります。

また、児童・生徒の見立て、アセスメントの制度を高めるための若手教員に対する教育相談の研修会の実施。校内適応教室の計画的な設置も今後進めてまいります。

また、ふれあいスクール明石の指導教授と心理専門員が不登校、その傾向のある個々の児童・



生徒の状況に応じた支援策を学校へ助言するということも進めてまいります。

1人1台タブレット端末を活用した不登校児童・生徒の授業参観、学習の推進も引き続き助言してまいります。

また、スタンダードの全教職員への徹底を図りますとともに、不登校の防止研修会において効果的な実践事例を共有いたしまして、学校の組織的な支援体制の構築と未然防止。または、児童・生徒への支援の充実を図ってまいります。

ご説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

壺内委員、お願いいたします。

**○壺内委員** 中学校では暴力行為が結構増えています。それから、いじめについては先生方が小・中学校ともに、発見の仕方をだんだん分かってきましたので、増えているのも分かります。いじめも小・中学校とも増えているということで、生徒指導提要が昨年12月に新しくなりました。研修会で使っていますが、学校ではほとんど使われていないというのが実情ではないかと思うのです。値段はとっても安いのです。1冊持っている校内研修や生活指導の研修会が非常に楽になると思っています。いずれにしても、子どもの問題については、早期発見・早期対応・早期解決、これを常に認識して、子どもの出すサインを見逃さないような研修を工夫しながらやってほしい。本区では、対教師暴力が結構あると思っています。それから、いじめにつきましては、インターネットがかなり使われています。その辺りは、どのように把握していますか。

**○教育長** 学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** 本区の暴力行為については、児童・生徒間の暴力行為が件数的には多い状況になっております。具体的に言うと、冷やかしかかからかい、いじめのような行為から発展して最終的にはぶつとか蹴るとかという行動に発展していくものが、非常に多数を占めるという状況になっております。

そのような中で、総合教育センターに案件が入ってきて、解決が困難な事例については、警察OBであったり、総合教育センターの指導主事が対応について、状況を確認するなどのような体制をとっているところでございます。

いじめにつきましては、発生報告書など、報告を月ごとに頂いている次第なのですが、なかなか解消にならないような案件につきましては、個別に指導主事から現状について連絡をさせていただいている状況でございます。

**○壺内委員** 先生に対して手を出す、そういう事例というのはありますか。

**○教育長** 学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** 先生方への暴力は、こちらでも把握をしております。例といたしましては、指導されたことに反発をして、教員に対して小突いてしまうという行為であったり、あるいは教員につかみかかってしまうというような行為についてのご報告を受けているところでございます。

○**教育長** よろしいですか。

○**壺内委員** その程度ですね。先生がけがをするとか、突き飛ばされるとか、器物破損までいってしまうと大変なことになるなと思っています。

ありがとうございました。

○**教育長** よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

日高委員、お願いいたします。

○**日高委員** 大変な問題ですよ。どれをとってもそうです。対教師暴力があると困るのは、後の授業が成立なくなってしまうのです。教員との人間関係が壊れますから、そういう意味でも、対教師暴力については、ぜひ重視して見ていただいて、解決をその場でしっかりやらないと。延びてしまうとますます関係がおかしくなってしまいます。ぜひ、その辺り、気をつけていただければありがたいなと思います。

いじめが増えてきたというのは、教員の認識が身に付いてきたからだと思います。小さなことも見落とさずに、いじめとして認定しているというケースが結構あるのです。そういう面では褒められることですが、やはりいじめは絶対許さないという、その姿勢だけはきちんと子どもにも、保護者にも、コンセンサスを先生方も持っていただいて、対応いただくとうかがいたいかと思います。

最後に、不登校はいつも言いますが、中学校だけを取り上げてみても763名。超マンモス校が出来上がる数です、数字で上げて物を言っておかしいと思いますけれども、1校つくるには、先ほども建設費55億なんてすごいですよね。とてもお金がかかります。そこに備品を持って来て、さらにそこに教師を配置してとなったら、大変なことなのです。お金で計算できることではないですけれども。そういう認識はぜひ持つ必要があるかなと。

そういった中で、復帰させるための学校への働きかけをやっていただくことも当然のことだし、それから学校がこれを主体的に受け止めて対応することも当然。そういう中で、総合教育センターの役割は大きいと思います。ソーシャルワーカーを活用したり、指導員を派遣したり、家庭にまで働きかけをしていって大変ありがたいと思います。しかし、親御さんの不登校に対する認識がもの変わっているという点もあろうと思います。「いいじゃないか」「何とかやるよ」「行きたくなったら行けばいいよ」という、安易な考えもあったり。ですから、親御さんと会話するという学校の姿勢は大事にさせていただいたほうがいい。あるいは、働きかけとして家庭へ出向いたり、センターの適応教室などで、親御さんへの支援というのもぜひお願いした

い。多くの子どもたちが再登校になっている、不登校が改善されている。その数もどんどん増えてきているということはありがたいなと思います。これは本当に大きい評価だと思います。大変ですけども、よろしくをお願いします。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 ありがとうございます。今の不登校についてのお話を頂きました。30日を超えて欠席したものの数ということで、現実的に復帰されて学校とつながりをもって、回復してきている子どもたちの数ではないのですが、先ほどの復帰率が上がってきたとおり、本区の特徴としては学校とのつながりがあるというところが大きいかなと思っております。

国では、この復帰率が小学校においては27.5%ということで、中学校でも27.0%ということは、40%近い子どもたちが学校と関わっているということは、非常に努力のたまものであるのではないかと感じておるところです。

様々な取組を通して、学校とつながっていくことを大切にできる葛飾区であってほしいと思っております。

○日高委員 頑張ってください。お願いします。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の10を終わりいたします。

以上で本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、以上で令和5年教育委員会第10回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時37分